

はじめに 合言葉は Yes, let's. さあ、いっしょにはじめましょう！

三田市では「地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり」を目指して、平成25年度からコミュニティ・スクールに取り組んできました。そして、今年度から市内全校において新たなコミュニティ・スクールが誕生します。これまでの「三田型」から、法に基づくコミュニティ・スクールへの移行を通して、その組織や役割をより明確化し、学校は教育目標実現のために地域から支えられ、学校も地域に貢献するWIN・WINのより強固な関係を築くことを目指します。



「地域とともにある学校づくり」を進めるコツのひとつは、「熟議」と「活動」をつなぐ一体的推進です。学校教育目標の実現に向けて、学校が「地域の支援が必要なこと、困っている事」等を学校運営協議会に具体的に提示し、地域の強みを活かした解決策について熟議（熟慮と議論）をつみ重ね、計画し、活動につなぎます。学校、家庭、地域が子どもたちを真ん中においてつながり合い、あせらず、あわてず、ゆっくりと、手順をふんで、できることを、できることから始めることで、より大きな力となります。



今年度、各中学校区において「めざす子ども像」の共有と9年間を見通したカリキュラムの検討から小中一貫教育が始まります。系統的、継続的な学習指導はもとより、学校種のがいから生じる子どもたちの不安や負担の軽減等、様々な効果が期待できます。学校はコミュニティ・スクールの仕組みを活用して、中学校区の「めざす子ども像」や課題等を共有することから、具体的な取組を一步ずつ進めていきます。

【参考】 三田型コミュニティ・スクールの流れ

平成25年度：ゆりのき台小

26年度：三田小、長坂中

27年度：武庫小、弥生小

28年度：あかしあ台小、けやき台中

29年度：高平小、狭間小、すすかけ台小、学園小、富士中

30年度：母子小、つつじが丘小、狭間中

令和 元年度：三輪小、小野小、松が丘小、富士小、けやき台小、上野台中、八景中

2年度：藍中、ゆりのき台中、藍小、ひまわり特別支援学校

3年度：志手原小、本庄小、広野小・・・ 全校設置完了

5年度：全校「コミュニティ・スクール」へ移行

1 コミュニティ・スクールとは？

⇒ 「学校運営協議会」を設置している学校

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の規定による「三田市学校運営協議会規則」に基づいて設置

2 学校運営協議会とは？

⇒ 「学校運営やそのために必要な支援について熟議するための合議制の会」

校長の意見に基づいて、三田市教育委員会が任命する保護者や地域住民等からなる委員で構成

3 学校運営協議会の役割！

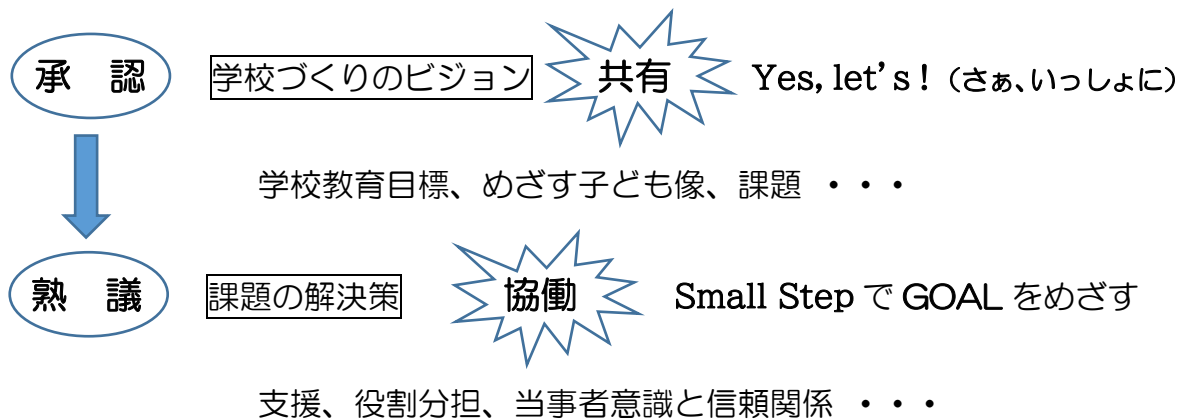
⇒ 学校と家庭、地域とが、学校の教育目標や「めざす子ども像」等のビジョンを共有し、その実現に向けて共に協働していくための仕組み

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ② 学校運営や必要な支援について熟議する
- ③ 学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べるができる
- ④ 教職員の任用に関して、教育委員会が定める事項（※）について意見を述べるができる

※学校運営協議会規則第5条第2項 参照

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定し、実施するものではありません。

4 学校運営協議会がめざすこと！



5 学校運営協議会への期待！

⇒ 子どもを真ん中においた学校・家庭・地域のWIN・WINの関係づくり

コミュニティ・スクールの仕組みを活かす

① 学校と地域による持続可能な仕組み

学校で教職員の異動があっても、地域で組織等に関わる人の交代があっても、学校運営協議会の取組により、学校と地域の組織的な連携・協働体制が持続され、充実への取組を引き継ぎます。

② 地域ぐるみで子どもを育てる環境

学校運営協議会を通して、学校と家庭、地域とが子どもたちが抱える課題とともに、子どもを育てるための「目標やビジョン」を共有し、役割分担等によりそれぞれが当事者意識をもって、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。

③ 小中一貫教育を通した9年間の学び

小中一貫教育を推進するためには、学校とともに家庭、地域が9年間の目標と課題を共有し、子どもの学びと成長を支えていくことが大切です。学校運営協議会が接点になり、人と人とをつなぎながら課題解決と学びの充実を図ります。

⇒ WIN・WIN の実際

子どもたちにとって

- ・ 多様な人との出会いを通して子どもたちの学びや体験活動が充実する
- ・ 地域に学ぶことを通して地元愛や自己肯定感、他人を思いやる心が育つ
- ・ 地域に貢献し、よりよい地域をつくる担い手としての自覚が高まる

教職員にとって

- ・ 地域の理解と支援を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が進む
- ・ 地域の強みを活かし、地域人材を活用した教育活動が充実する
- ・ 地域との協働により、教員が子どもと向き合う時間が確保できる

保護者にとって

- ・ 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれる
- ・ 地域の中で子どもたちが育っているという安心感が生まれる
- ・ 保護者や地域の人々との子どもを真ん中においた豊かな人間関係が生まれる

地域の人々にとって

- ・ 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながる
- ・ 地域の人々が自らの経験や「得意技」を活かすことで生きがいづくりにつながる
- ・ 学校の地域貢献を通して地域活動の活性化につながる

6 三田型コミュニティ・スクールから「引き継ぐこと、変えること」

(1) 三田型コミュニティ・スクールの成果を引き継ぐ

学校地域運営協議会における、地域だからこそ見える視点に立った委員のみなさまのご意見は、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに大きな成果を上げてきました。学校運営協議会においても、「学校運営に参画する仕組み」として学校と地域が率直に意見交換し合う関係を成果として引き継ぎます。

(2) 学校・家庭・地域の連携と協働の強化と活性化へ向けた変化

連携の強化

①「熟議」から「活動」へ

学校運営協議会は説明の場ではありません。学校運営の方針等に承認を得ながら、学校と地域が共にその実現に向けて取り組む(Yes, let's)ための熟議の場です。

例えば、学校の「地域の支援が必要なこと」「困っていること」等について、学校と地域ができることを熟議し、既存の地域活動や、新たに提案する活動につなぎます。

②調整機能の整備

熟議と活動とを円滑につなぐためには「調整」が必要です。学校と地域のコーディネーターが学校運営協議会委員となって調整機能を整備することで、学校と地域がめざす目指す子ども像等を共有しながら、学校のニーズに対応する多様な学校支援活動(学校支援ボランティア等)との一体的推進を進めます。

③地域への情報発信

地域とともにある学校づくりの核となる学校運営協議会において、学校と家庭、地域が何を課題として、どのように熟議し、どんな目標をもって、どのような活動をしようとしているかについて適切に情報を発信することで、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりへの当事者意識の共有化を図ります。

仕組みの活性化

①持続的な組織運営

教職員の異動、地域で活動する人の交代等があっても、学校運営協議会によって学校と地域の組織的な連携・協働体制を持続することができます。そして、学校運営協議会としてのPDCAサイクルを回すことで、子どもたちにとってよりよい教育環境となるための継続的な改善を活動に反映することができます。

②多様な学校支援活動の整理

学校支援ボランティアをはじめ、多様な学校支援活動が動いています。それを学校運営協議会とつなぐことにより、めざす子ども像等を共有しながら、より効果的、効率的に進めることができます。例えば、学校運営協議会の組織に、目的に応じた「部会」を置くことも可能であり、実態に応じた仕組みづくりで活性化を図ります。

③学校関係者評価の充実

学校運営協議会に多くの情報が集まり、課題解決への熟議が深まることで、学校関係者評価の意見が、より学校や子どもの実態に即した具体的なものになります。教育活動の継続的な改善を通して、学校と家庭、地域が目標を共有しながら、課題解決へ向けた役割を具体化することが期待できます。

7. 年間活動計画のモデル案

(1) 令和5年度 ← 年間4回開催として

5年度 ⇒ 研修と計画	
4月	設置計画
5月	第1回学校運営協議会 ※地域コーディネーター連絡会 ・委員任命 ・学校教育目標等「(追)承認」 ・熟議Ⅰ (学校運営協議会の役割及び学校運営のビジョンと課題共有)
6月	教育活動の参観等
7月	
8月	第2回学校運営協議会 ※合同研修会 ・熟議Ⅱ (地域の支援による課題解決の計画)
9月	教育活動の参観等
10月	
11月	
12月	第3回学校運営協議会 ・熟議Ⅲ (学校運営への意見、学校評価 課題解決へ向けた活動の具体化)
1月	教育活動の参観等 ※学校支援ボランティア研修会
2月	
3月	第4回学校運営協議会 ・令和6年度学校運営方針「承認」 ・熟議Ⅳ (学校運営協議会の取組の総括と検証、次年度へ向けた改善)

研修の例 (委員、教員)

- 「講師招聘」「視察」「実践交流」など多様な研修会を工夫
- 学校単独だけでなく、小中一貫教育と連動した中学校区合同も可能

(2) 熟議から活動へのイメージ

